

泉大津労働基準監督署発表  
令和8年6月11日

【照会先】  
泉大津労働基準監督署  
電話 0725-27-1211

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な時間外労働を行わせた疑い)

令和8年6月11日、泉大津労働基準監督署(署長 おがた よしのり 尾形 義則)は、第一警備保障株式会社ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

第一警備保障株式会社(以下「被疑会社」という。)ほか1名  
本社所在地 大阪府泉大津市なぎさ町

#### 2 違反条文等

労働基準法違反

同法第36条第6項第2号

同法第36条第6項第3号

同法第119条第1号(罰則)

同法第121条第1項(両罰)

#### 3 事件の概要

被疑会社ほか1名は、労働者1名に対し、36協定の上限規制内容である、1箇月100時間以上、連続する複数月を平均して1箇月80時間超の違法な時間外労働及び休日労働を行わせた疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

## 適用法条文

## (時間外及び休日の労働)

**第 36 条** 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2～5 (略)

6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

一 (略)

二 1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 100 時間未満であること。

三 対象期間の初日から 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。

7～11 (略)

## (罰則)

**第 119 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 (略) ……、**第 36 条第 6 項**、…… (略) ……の規定に違反した者

二～四 (略)

## (両罰)

**第 121 条** この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)